



福岡医発第3106号(地)

平成31年 2月21日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

高濃度ポリ塩化ビフェニル使用安定器の早期処理の徹底に係る周知について

今般、厚生労働省医政局総務課及び経済課より各都道府県等衛生主管部局宛に標記事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても福岡県保健医療介護部医療指導課を通じて周知方依頼がありました。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（高濃度PCB廃棄物）が含有された変圧器、コンデンサー、蛍光灯安定器等を期間内に確実に処分委託等を行うことが「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB特別措置法）において定められ、全国5箇所の「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」（JESCO）が処理施設として整備されております。

また、処理施設ごとに定められた計画的処理完了期限の1年前が処分期間の末日とされており、本県の高濃度PCB廃棄物の安定器及び汚染物等の処理期間につきましては2021年3月末で終了することとしております。

本件は、医療機関において、高濃度PCBを含むコンデンサー等を使用したX線機器や照明器具が存在する可能性があることから、昭和50年（1975年）頃までに国内で製造・販売されたものの一部に高濃度PCBを含むコンデンサー等が使用されたものがあり、これらについても処分期間内に自ら処理又はJESCOに処分委託すること等がPCB特別措置法により保管事業者及び所有事業者に対して義務付けられていることから、医療機関に対し確認を依頼する等対応について周知するものであります。

なお、昭和52年3月以前に建築・回収された建物に高濃度PCBが使用されている可能性があることが判明しております。近年PCB含有安定器の経年劣化により安定器のコンデンサーが破裂し、PCBが漏洩する事故も多発していることから該当する建物については、早期に有無に係る調査を行うことが必要です。

また、環境省は「PCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業」として、昭和52年3月以前に建築・改修された建物について、照明器具安定器のPCB含有有無に係る調査及び高濃度PCB含有安定器を使用する照明器具をLED一体型照明器具へ交換する工事を補助する事業（補助率：工事費の1/2、調査費の1/10）が実施されています。

X線機器における高濃度PCBを含むコンデンサー等の使用有無については、メーカー名、機器名及び型式名から判別可能であり、X線機器の製造・販売企業団体（JIRA）がホームページにて関連する情報を提供しています。（<http://www.jira-net.or.jp/info/pcb.html>）

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

追って、医療機関において、高濃度PCB廃棄物と思われるものがある場合は、直接触れる

ことはせずに、JESCO：(TEL:03-5765-1935)、照明器具の PCB 使用の有無は、一般社団法人日本照明工業会：(TEL：03-6803-0685)、X 線機器については、一般社団法人日本画像医療システム工業会（JIRA）(TEL:03-3816-3450)、PCB 使用照明器具の LED 化による CO2 削減推進事業については、一般社団法人温室効果ガス審査協会（TEL：03-6261-4381）へ連絡して頂きますよう申し添えます。

30医指第3149号

平成31年2月4日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会长
一般社団法人福岡県私設病院協会长
一般社団法人福岡県精神科病院協会长
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



高濃度ポリ塩化ビフェニル使用安定器の早期処理の徹底に係る周知依頼について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医政局から別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度PCB廃棄物」という。）については、国が全額出資した特殊会社である中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）を活用し、全国5箇所に処理施設を整備して処理が行われているところですが、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特別措置法」という。）において、JESCOの処理施設ごとに定める廃棄物の処分期間が定められており、本県の高濃度PCB廃棄物の安定器及び汚染物等の処理期間につきましては2021年3月末で終了することを申し添えます。

なお、本県の高濃度PCB廃棄物の変圧器・コンデンサーの処理期間につきましては、平成29年度末で終了しております。

各医師会通知



事 務 連 絡
平成 30 年 12 月 27 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部局 御中

厚生労働省医政局総務課
経済課

高濃度ポリ塩化ビフェニル使用安定器の早期処理の徹底に係る周知依頼

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度 PCB 廃棄物」という。）については、国が全額出資した特殊会社である中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）を活用し、地元の理解と協力の下、全国 5 箇所に処理施設を整備して処理が行われています。ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 特別措置法」という。）において、JESCO の処理施設ごとに定める計画的処理完了期限の 1 年前を処分期間の末日として規定しております。

医療機関においては、高濃度ポリ塩化ビフェニル（以下「高濃度 PCB」という。）を含むコンデンサー等を使用した X 線機器や照明器具が存在する可能性があります。

例えば、昭和 50 年（1975 年）頃までに国内で製造・販売された X 線機器の一部には高濃度 PCB を含むコンデンサー等が使用されたものがあります。これらについても、処分期間内に自ら処理するか、又は JESCO に処分を委託すること等が、PCB 特別措置法により義務付けられています。

高濃度 PCB を含むコンデンサー等の使用有無については、X 線機器のメーカー名、機器名及び型式名から判別可能です。X 線機器の製造・販売企業の団体である一般社団法人日本画像医療システム工業会（以下「JIRA」という。）が、ホームページで所有者からの問い合わせ窓口を通知するなど、関連する情報を提供しています。

また、高濃度 PCB 含有安定器を使用した照明器具は、昭和 52 年 3 月以前に建築・改修された建物に使用されている可能性があることが判明しています。

近年、PCB 含有安定器の経年劣化により安定器のコンデンサーが破裂し、PCB が漏洩する事故も多く発生していることから、該当する建物については早急に高濃度 PCB 含有安定器の使用の有無に係る調査を行うことが必要です。

なお、照明器具安定器に PCB が含有されているかどうかの判断方法等については、以下の問合せ先及び参照先を御活用ください。加えて、使用中の照明設備は感電のおそれがあ

りますので、調査はなるべく、電気工事業者や専門の調査会社等(建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社)にご相談ください。

また、環境省は「PCB 使用照明器具の LED 化による CO2 削減推進事業」として、昭和 52 年 3 月以前に建築・改修された建物について、照明器具安定器の PCB 含有有無に係る調査及び高濃度 PCB 含有安定器を使用する照明器具を LED 一体型照明器具へ交換する工事を補助する事業（補助率：工事費の 1/2、調査費の 1/10）を実施しています。

各自治体衛生主管部局の担当者におかれては、貴管内の医療機関に対して、該当する機器等を所有している場合は確実かつ早期に処分委託手続を行うこと等の周知徹底を図っていただくとともに、貴管内の医療機関から照会があった際には、適切な情報を提供していただきますよう、お願い申し上げます。

御多用中のところ誠に恐縮ですが、趣旨について御理解をいただき、高濃度 PCB 廃棄物等の期限内処理に御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

○ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて（パンフレット）

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb-pamph/full8r.pdf>

<参照先>

○PCB 特別措置法に基づく届出等の手続について

都道府県及び政令市連絡先：ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて（パンフレット）12 ページに記載

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb-pamph/full8r.pdf>

○ポリ塩化ビフェニル（PCB）早期処理情報サイト（環境省ホームページ）

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

○中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）ホームページ

<http://www.jesconet.co.jp/>

○（一社）日本電機工業会ホームページ

<http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/index.html>

○廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設一覧

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

<問い合わせ先>

① JESCO への PCB 廃棄物の登録等について

JESCO PCB 処理営業部 登録担当

TEL : 03-5765-1935

JESCO ホームページ : <http://www.jesconet.co.jp/>

② 照明器具の PCB 使用有無に係る判定方法について

(一社) 日本照明工業会

TEL : 03-6803-0685

日本照明工業会ホームページ (PCB 使用照明器具に関する情報)

<http://jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

③ PCB 使用照明器具の LED 化による CO2 削減推進事業について

(一社) 温室効果ガス審査協会 担当 : 奥谷、吉木

TEL: 03-6261-4381 e-mail : eie@gaj.or.jp

公募要領 : http://www.gaj.or.jp/2018_eie_form/ei30b1.pdf

④ 本通知に関する問い合わせ先

環境省環境再生・資源循環局環境再生施設整備担当参事官付ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

担当 三浦、小福田、工藤

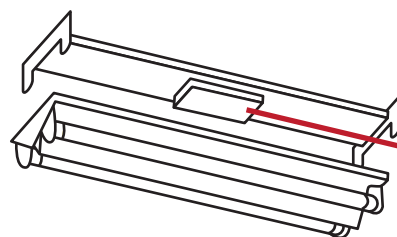
TEL : 03-6457-9096

高濃度PCB使用安定器は 2021年3月31日までに処分を!

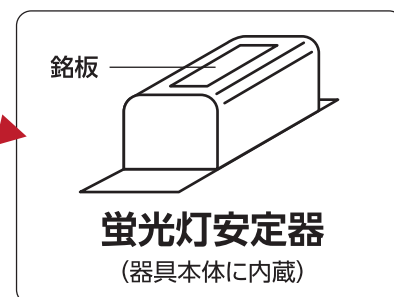
PCBとは

PCBは電気機器用の絶縁油や各種工業における加熱・冷却用の熱媒体、感圧複写紙などに利用されていました。

しかし、人体に有害であることが判明したため、現在は新たな製造が禁止されています。



蛍光灯器具
(オフィス・教室用等)

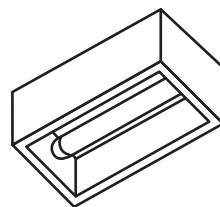


蛍光灯安定器
(器具本体に内蔵)

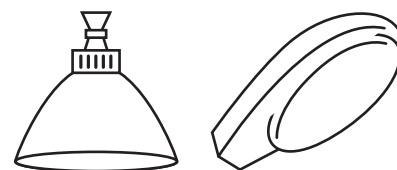
安定器とは

安定器は電灯のちらつきを抑えるために照明器具に設置された装置のことです。

装置内に内蔵されたコンデンサーに使用されている巻紙のすき間に数十g程度のPCB油が含浸されているものがあります。



低圧ナトリウム灯器具
(トンネル用)



水銀灯器具
(高天井用・道路用)

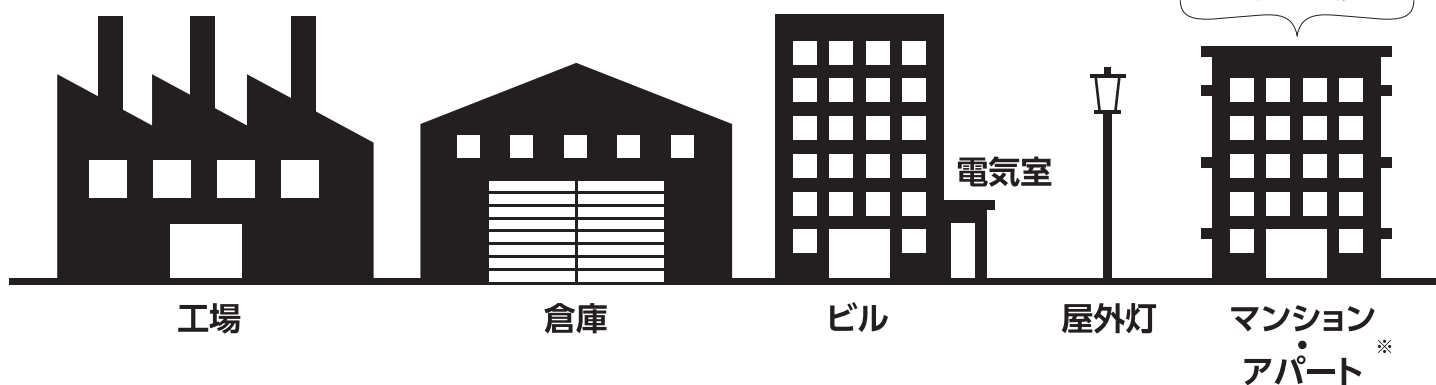
PCBはこんな場所に?

※対象の建物をお持ちの場合は裏面へ!

【対象】1977年(昭和52年)3月までに建築・改修された事業用の建物

※一般家庭用の蛍光灯等の安定器にはPCBが使用されたものではありません。

※対象外の建物であっても、過去に回収された安定器が電気室や天井裏等に残置されていた事例がございますのでご注意ください。



福岡県内の高濃度PCB使用安定器については、法律で2021年3月31日までに処分委託することが義務付けられており、期限を超えた場合は罰則の対象となる可能性があります。詳しくは下記ホームページをご確認ください。

【環境省HP】 <http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

【福岡県HP】 <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/pcb.html>

高濃度PCB使用安定器の処分に必要な手順



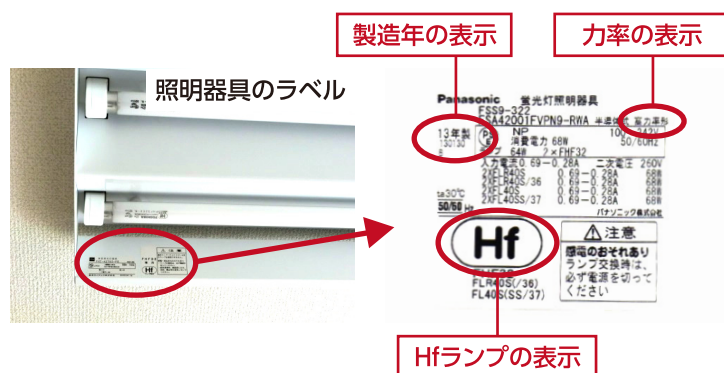
1 確認 ～PCB使用の有無の判別方法～

※点検作業は感電の恐れがありますので電気工事士の資格を有する電気工事業者等に依頼してください。

① 照明器具のラベルで判断

(※改造や修理で内部の安定器が交換されている場合は注意が必要です。)

1. 製造年が1973年以降の蛍光灯器具はPCB不使用
2. Hfランプ使用の表示のある蛍光灯器具はPCB不使用
3. 低力率型(85%未満)はPCB不使用
4. メーカーへの問い合わせ



(ラベルは一例です。すべてのメーカーに記載されているとは限りません。)

② 照明器具内の安定器の銘板で判断

1. 製造年が1956年以前及び1973年以降の安定器はPCB不使用
2. インバータ(電子)式安定器はPCB不使用
3. 低力率型(85%未満)はPCB不使用
4. メーカーへの問い合わせ

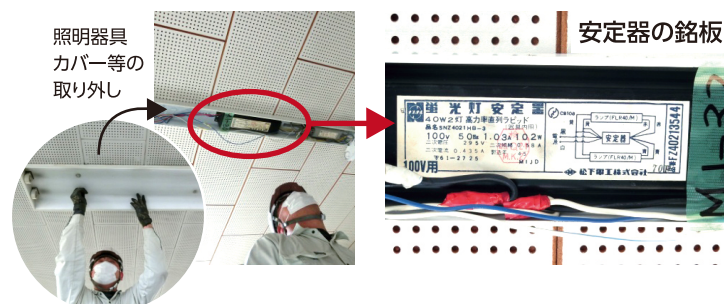
※「NO PCB」または「PCBは使用していません」という記載があればPCB不使用

力率は、銘板に記載の電気特性等から算出できる場合があります。詳しくは日本照明工業会HPへ。

日本照明工業会HP

<http://jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

(メーカーの連絡先等についてもこちらをご参照ください。)



2 届出について

高濃度PCB使用安定器を保管もしくは使用している場合は届出が必要となりますので、下記保健福祉環境事務所までご連絡ください。

保管または使用場所	保健福祉環境事務所	連絡先
筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市	筑紫	(092)513-5612
古賀市、宗像市、福津市、中間市、糟屋郡、遠賀郡	宗像・遠賀	(0940)36-6322
直方市、宮若市、飯塚市、嘉麻市、田川市、鞍手郡、田川郡、桂川町	嘉穂・鞍手	(0948)21-4812、3、4
小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、大刀洗町	北筑後	(0942)30-1058
柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、大木町、広川町	南筑後	(0943)22-6964
行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	京築	(0930)23-2380

3 処分について

処分先

JESCO※北九州PCB処理事業所
Tel. 093-522-8588

※JESCO:中間貯蔵・環境安全事業株式会社

右記の対象者は処分費用の軽減措置制度が設けられています。

対象者	軽減率
中小企業者等	70%
個人	95%

※適用条件等詳細はJESCO中小軽減担当(0120-808-534)にお問い合わせください。

その他支援制度については環境省HP (<http://pcb-soukishori.env.go.jp/support/>)、もしくは下記福岡県HPをご参照ください。

PCB全般に関する相談窓口(平日10:00~17:00、平成31年3月29日まで)

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 0120-985-007 (email: pcb-info@sanpainet.or.jp)



〈詳しくは福岡県ホームページまで〉 <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/pcb.html>

福岡県環境部廃棄物対策課計画指導係 TEL:092-643-3363

届出等のお問い合わせは上記の保健福祉環境事務所連絡先をご参照ください。

(北九州市・福岡市・大牟田市・久留米市に事務所がある場合は各市役所にお問い合わせください。)